

入札のお知らせ

次のとおり入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和8年4月27日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1)件名	秋田市環境都市推進課公用車広告掲出契約			
(2)仕様書等	別紙「仕様書」のとおりに			
(3)対象車両および予定価格	掲出番号	対象車両	広告	年間支払い分の予定価格(税抜) ※最低落札価格
	1	公用車 5台	車体両側面後部ドア(2枚) 縦30cm×横90cm(目安) ※協議によりサイズ変更可能	180,000円
(4)契約期間	契約締結日の翌日から令和9年3月31日(水)まで			
(5)入札参加要件	<p>1 市税の滞納がないこと。</p> <p>2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>3 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。</p> <p>4 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しない者であることならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。</p>			
(6)入札参加申込み				
	受付期間	令和8年4月27日(月)から5月13日(水)まで (ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。) 午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで		
	受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所本庁舎3階 環境部環境総務課		
(7)指名通知等	令和8年5月14日(木) (予定)			
(8)入札				
	日時	令和8年5月18日(月) 午後1時30分		
	場所	秋田市役所本庁舎3階 会議室3-A		
	入札保証金	秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)第109条により入札保証金が必要となります。金額や納付方法については、秋田市財務規則および入札保証金の取扱いに係る説明書を参照してください。		
(9)契約日	令和8年5月21日(木) (予定)			

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 入札参加希望者は、次の書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加要件の審査を受けてください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

(イ) 誓約書（様式2）

(ウ) 企業概要および事業概要（パンフレットなど）

(エ) 納税証明書（写し可）

a 秋田市に納めた法人市民税

b 秋田市に納めた固定資産税

※法人市民税は、直近の営業年度のもの

※固定資産税は、直近のもの

※納税証明書に代えて、各納付書の写しでも可

※固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出

(オ) 入札保証金免除申請書（入札保証金関係様式1）

入札保証金の取扱いに係る説明書の1（2）に該当し、免除を希望する場合のみ、次の必要書類を添えて提出してください。

a 1（2）アに該当する場合

当該入札保証保険契約に係る保険証券の写し

b 1（2）イに該当する場合

入札保証金免除申請書に記載した契約件名の契約書の写しおよび仕様書の写し（仕様書がない場合は業務の概要がわかるものの写し）

イ (1)アの(ア)、(イ)および(オ)の様式は、秋田市ホームページ「その他入札・契約」の当該入札情報に記載している最新の様式を使用してください。

ウ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

(2) 指名について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者にEメールで指名通知をします。入札保証金の有無（免除申請の結果）についても、指名通知に記載します。

イ 提出された申込書等の審査結果により指名されない場合は、Eメールで選定結果を通知します。

(3) 入札について

ア 応札の際は、秋田市財務規則および入札心得を遵守してください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 落札者は予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とします。

エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できません。

オ 代表者の方が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。

(4) その他

入札、契約上の条件等については、「秋田市環境都市推進課公用車広告掲出仕様書」を確認してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 申込書等の提出および入札に関する問合せ先

秋田市環境部環境総務課	総務担当	電話 018-888-5702
	Eメール	ro-evmn@city.akita.lg.jp

(4) 業務内容等に関する問合せ先

秋田市環境部環境都市推進課	業務担当	電話 018-888-5709
---------------	------	-----------------